

## 川崎市営住宅の共益費負担金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市営住宅建替事業等、市営住宅のストックを総合的に活用する事業（以下「建替事業等」という。）により空き家（以下「事業用空き家」という。）が生じた場合、川崎市営住宅条例（昭和37年条例第32号。以下「条例」という。）第19条の規定により市営住宅の利用者が負担することとされている費用のうち、共用部分等の共益費の一部を市が負担することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「自治会等」とは、市営住宅の共益費の受払を取りまとめる次に掲げる組織等をいう。

- (1) 自治会
- (2) 町内会組織の一つの班
- (3) 連絡人
- (4) その他、建替事業等の実施にあたり市から委任した連絡委員等

(交付の対象等)

第3条 負担金は、自治会等に対し、当該自治会等の対象となる市営住宅の事業用空き家の割合が10分の1を超えた場合に予算の範囲内において交付するものとする。

2 前項に規定する負担金は、条例第19条の各号に定める費用のうち次に掲げる共益費とする。

- (1) 共用部分の電気、水道及び下水道料金
- (2) 浄化槽の清掃及び維持管理に要する費用等

(交付の期間)

第4条 負担金の交付期間の始期は、当該建替事業等に係る事業用空き家の割合が10分の1を超えた日が属する月以降で、終期は当該建替事業等が完了した日とする。

(単年度交付額)

第5条 負担金は年度ごとに交付するものとする。

2 年度ごとの負担金の交付額（以下「単年度交付額」という。）は、次の算式により算出した額とし、交付額が1,000円未満の場合は交付しないものとする。

単年度交付額 = 自治会等が交付対象年度内に支払った第3条第2項に定める

$$\text{共益費合計額} \times \frac{\text{各月の事業用空き家戸数の合計数}}{\text{自治会等の対象となる市営住宅の総戸数} \times \text{管理月数}}$$

(交付額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。)

( 交付の申請 )

第 6 条 負担金の交付を受けようとする自治会等の代表者は、市営住宅共益費負担金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、交付対象年度末日までに、市長に提出するものとする。

- (1) 各事業所からの領収書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

( 交付の決定 )

第 7 条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査して負担金の交付の要否等を決  
定し、その内容を申請者に通知するものとする。

附 則

( 施行期日 )

この要綱は、決裁の日から施行し、平成10年 4 月 1 日から施行する。

附 則

( 施行期日 )

この改正要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

( 施行期日 )

この改正要綱は、決裁の日から施行し、平成 2 2 年 4 月 1 日から適用する。